

第84回 定時株主総会 招集ご通知

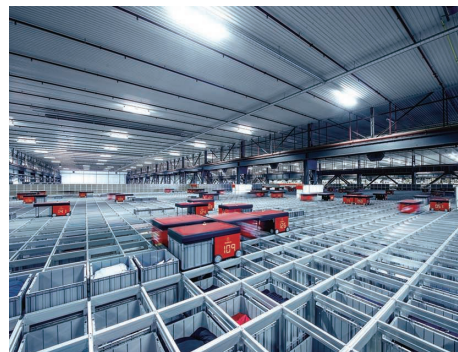
日時 2019年6月27日(木曜日)
午前10時

場所 横浜市西区北幸一丁目11番3号
ホテル横浜キャメロットジャパン
5階「ジュビリー」

書面又はインターネットによる議決権行使期限
2019年6月26日(水曜日) 午後5時20分まで

目次

■ 第84回 定時株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使方法についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 補欠監査役2名選任の件	
[添付書類]	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	43
■ 計算書類	46
■ 監査報告書	49



豊かな発想と確かな品質で、 人が集う環境づくりを通して、 社会に貢献する。

株主の皆様におかれましては、日頃より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

株式会社オカムラは、岡村製作所として創業以来「よい品は結局おトクです」をモットーに、お客様のニーズを的確にとらえたクオリティの高い製品とサービスを社会に提供することに努めてまいりました。

2018年4月1日に社名を「株式会社オカムラ」に変更いたしました。これを機に、「豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献する。」をオカムラのミッションとして明文化し、トータルソリューション企業への変革とグローバル化に向けて、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

また、創業の精神を原点に、事業活動全体を通じて環境負荷の低減に取り組むとともに、コンプライアンス経営の実践とコーポレート・ガバナンスの強化に努め、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。



代表取締役社長 中村 雅行

いま、時代は何十年に一度の大きな変革期にあります。それに伴い世の中の価値観も変わりつつあります。「労働力人口の長期的減少」、「デジタルトランスフォーメーション」、「働き方改革の進展」、これらの変化は私たちの生活のありようを大きく変えていくことになります。変化があれば必ず新しい需要が生まれます。

これからも、たゆまぬ研究により近未来を洞察し、付加価値の高い製品の開発と特徴あるソリューション提案で差別化を図り、多様化するニーズにお応えするとともに、環境課題や社会課題の解決に取り組んでまいります。

皆様には、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2019年6月26日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時

2 場 所

3 目的事項

4 招集にあたっての決定事項

2019年6月27日（木曜日）午前10時

横浜市西区北幸一丁目11番3号
ホテル横浜キャメロットジャパン 5階「ジュビリー」

報告事項

決議事項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

1. 第84期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第84期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

剰余金の配当の件

定款一部変更の件

取締役9名選任の件

監査役2名選任の件

補欠監査役2名選任の件

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okamura.co.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

◎なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<http://www.okamura.co.jp/>) に掲載いたします。

◎本株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

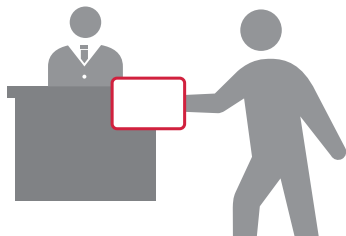
議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

後記の株主総会参考書類（5～18頁）をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に
議案に関する賛否をご表示のうえ、
2019年6月26日（水曜日）午後5時20分までに
到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使



議決権行使ウェブサイトアクセスして、
2019年6月26日（水曜日）午後5時20分までに
ご行使ください。

行使のお手続きは次頁をご参照ください。

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただくことによってのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取り扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。) 当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



QRコードを読み取る方法

⚠️ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

- 1 QRコードを読み取る
- 2 議決権行使方法を選ぶ
- 3 各議案の賛否を選択

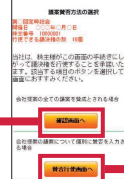
議決権行使書副票(右側)



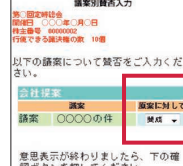
「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使方法を選ぶ



各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって
行使完了です。

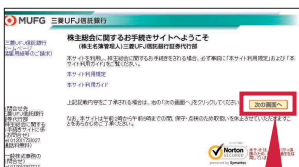


ログインID・仮パスワードを入力する方法

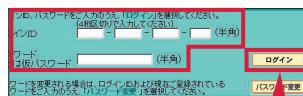
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



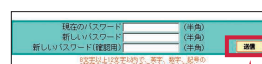
- 1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする
- 2 お手元の議決権行使書
用紙の副票(右側)に
記載された「ログイン
ID」および「仮パスワ
ード」を入力
- 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード
(確認用)」の両方
に入力



「次の画面へ」をクリック



「ログイン」をクリック



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 電話/0120-173-027 (通話料無料) 受付時間/午前9時から午後9時まで

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。

利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開および内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、年間配当金は既の実施させていただいた中間配当金（1株につき金14円）とあわせて1株につき金28円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

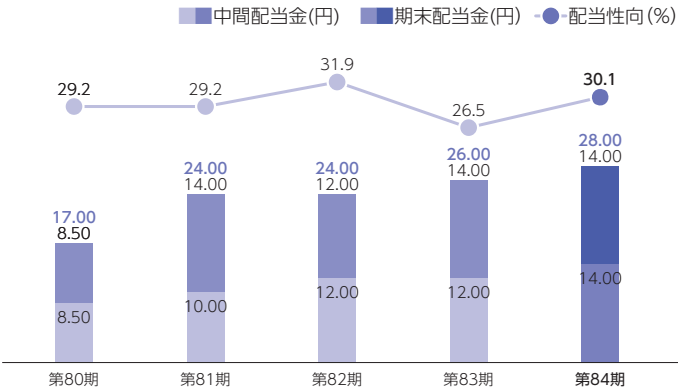
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額 1,544,543,658円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

1株当たり配当金・連結配当性向の推移



第2号議案

定款一部変更の件

(1) 提案の理由

執行役員制度導入に伴い、現行定款に必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (条文省略) (招集権者および議長)	第12条 (現行どおり) (招集権者および議長)
第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第13条 株主総会は、 <u>取締役会が定めた取締役が</u> 、これを招集し、議長となる。かかる取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第14条～第17条 (条文省略)	第14条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役の員数)
第19条 本会社の取締役は20名以内とする。 (議長および招集通知)	第19条 本会社の取締役は <u>12名以内</u> とする。 (議長および招集通知)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会が定めた取締役が</u> 招集し、その議長となる。かかる取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第23条～第26条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役)	第23条～第26条 (現行どおり) (代表取締役)
第27条 2 取締役会はその決議によって、取締役中から取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	第27条 2 取締役会はその決議によって、取締役中から取締役会長を選定することができる。
第28条～第30条 (条文省略) (新設)	第28条～第30条の1 (現行どおり) (執行役員)
	第30条の2 本会社は、取締役会の決議によって執行役員を定め、本会社の業務を執行させることができる。 2 取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。 3 執行役員に関する事項は、取締役会で定める執行役員規程による。
第31条～第49条 (条文省略)	第31条～第49条 (現行どおり)

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（18名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営体制効率化のため取締役を9名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位
1	中村 雅行	再任	代表取締役 社長
2	菊池 繁治	再任	専務取締役
3	土志田 貞一	再任	専務取締役
4	山本 文雄	再任	常務取締役
5	山木 健一	再任	常務取締役
6	福田 栄	新任	顧問
7	塚本 光太郎	新任 社外	
8	浅野 広視	再任 社外 独立	取締役
9	伊藤 裕慶	再任 社外 独立	取締役

候補者
番号 **1** **中村 雅行** なかむら まさゆき 1951年3月19日生

再任

所有する当社株式の数 82,340株

■ 略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 当社入社	2007年 6月 当社専務取締役
1996年 6月 当社取締役	2012年 6月 当社代表取締役社長（現）
2001年 6月 当社常務取締役	

■ 重要な兼職の状況

(株)関西オカムラ代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

1973年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、1996年に取締役に就任してから、企画本部長、生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といいたしました。

候補者
番号 **2** **菊池 繁治** きくち しげじ 1955年3月21日生

再任

所有する当社株式の数 22,300株

■ 略歴、当社における地位、担当

1977年 4月 当社入社	2009年 6月 当社取締役
2000年 2月 当社営業本部九州中国支社福岡支店長	2012年 6月 当社常務取締役
2003年 4月 当社営業本部東京西支社新宿支店長	2015年 4月 当社オフィス営業本部首都圏営業本部長
2005年 6月 当社営業本部首都圏西支社長	2016年 6月 当社専務取締役（現）
2008年 4月 当社オフィス営業本部首都圏東支社長	2016年 6月 当社オフィス営業本部長（現）

■ 取締役候補者とした理由

1977年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、2009年に取締役に就任してから、首都圏東支社長、首都圏営業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といいたしました。

招集
通知

P2

株主総会参考書類
P5

事業報告

P19

連結計算書類

P43

計算書類

P46

監査報告書

P49

候補者
番 号 **3** と し だ て い い ち **土志田 貞一** 1951年5月8日生

再 任

所有する当社株式の数 35,100株

■ 略歴、当社における地位、担当

1975年 4月 当社入社	2006年 6月 当社取締役
1991年 3月 当社生産本部第四事業部長	2006年 6月 当社企画本部長（現）
1994年 10月 当社管理本部情報システム部長	2013年 6月 当社常務取締役
2001年 6月 当社企画本部経営企画部長	2018年 6月 当社専務取締役（現）

■ 取締役候補者とした理由

1975年の入社以来、主に生産・情報システム・経営企画関連事業に従事し、2006年に取締役に就任してから、企画本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番 号 **4** や ま も と ふ み お **山本 文雄** 1951年2月21日生

再 任

所有する当社株式の数 28,200株

■ 略歴、当社における地位、担当

1977年 10月 当社入社	2008年 7月 当社商環境事業本部マーケティング本部長
1998年 3月 当社商環境事業本部商環境総合研究所長	2014年 6月 当社商環境事業本部長（現）
2000年 7月 当社商環境事業本部マーケティング部長	2016年 6月 当社常務取締役（現）
2008年 6月 当社取締役	

■ 取締役候補者とした理由

1977年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、2008年に取締役に就任してから、商環境マーケティング本部長、商環境事業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号

5

やま き けん い ち
山木 健一

1957年2月20日生

再任

所有する当社株式の数 21,600株

■ 略歴、当社における地位、担当

1980年 4月	当社入社	2005年 2月	当社生産本部第一事業部つくば事業所長
1998年 3月	当社生産本部第二事業部富士事業所 製造管理部長	2006年 1月	当社生産本部第一事業部追浜事業所長
2000年 5月	当社生産本部第二事業部富士事業所 ストア機器製造部長	2012年 6月	当社取締役
2001年 6月	当社企画本部情報システム部長	2012年 6月	当社生産本部長（現）
		2018年 6月	当社常務取締役（現）

■ 取締役候補者とした理由

1980年の入社以来、主に生産、情報システム関連事業に従事し、2012年に取締役に就任してから、生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号

6

ふ く だ さ か え
福田 栄

1965年9月21日生

新任

所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、当社における地位、担当

1990年 4月	(株)三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行	2019年 5月	当社入社、顧問（現）
2017年 5月	(株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行） 丸の内支社長		

■ 取締役候補者とした理由

1990年(株)三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）に入行し、2017年(株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行）丸の内支社長に就任するなど銀行における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

招集
通知

P2

株主総会参考書類
P5

事業報告

P19

連結計算書類

P43

計算書類

P46

監査報告書

P49

候補者
番号

7

つかもと こうたろう
塚本 光太郎

1962年5月26日生

新任

社外

所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、当社における地位、担当

1985年 4月 三菱商事(株)入社
2010年 1月 同社鉄鋼製品本部鉄鋼製品事業ユニットマネージャー
2013年 4月 同社鉄鋼製品本部メタルワン事業部長
2014年 4月 (株)メタルワン経営企画部長
2016年 4月 三菱商事(株)執行役員
2017年 4月 同社執行役員鉄鋼製品本部長
2018年 4月 同社執行役員金属資源本部長兼MDP事業部長
2019年 4月 同社常務執行役員総合素材グループCEO (現)

■ 重要な兼職の状況

三菱商事(株)常務執行役員総合素材グループCEO

■ 社外取締役候補者とした理由

三菱商事(株)の常務執行役員を務め、世界各地に事業を展開する商社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役の候補者いたしました。

■ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 塚本光太郎氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

候補者
番号

8

あさのひろみ
浅野 広視

1950年12月13日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 3,300株 取締役会への出席状況 92% (11/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 住友海上火災保険(株) (現三井住友海上火災保険(株)) 入社
2001年 6月 同社取締役執行役員統合推進室長
2001年10月 三井住友海上火災保険(株)取締役執行役員経営企画部長
2004年 4月 同社常務取締役常務執行役員
2005年 4月 同社取締役常務執行役員
2006年 4月 同社取締役専務執行役員
2006年10月 同社取締役専務執行役員商品本部長
2008年 4月 同社取締役専務執行役員兼三井住友海上グループホールディングス(株)取締役
2009年 4月 同社取締役副社長執行役員兼三井住友海上グループホールディングス(株)取締役
2010年 4月 同社副社長執行役員東京企業第二本部長兼東京企業第二本部損害サポート・イノベーション本部長
2011年 4月 同社特別顧問
2011年 6月 社団法人日本損害保険協会専務理事
2014年 7月 MS&ADビジネスサポート(株)代表取締役社長
2016年 6月 同社取締役 (現)

■ 社外取締役候補者とした理由

三井住友海上火災保険(株)の常務執行役員、副社長執行役員を務め、世界各地に事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役の候補者といえました。

■ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 浅野広視氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の社外取締役在任期間については、本総会終結の時をもって、3年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

招集
通知

P2

株主総会
参考書類

P5

事業報告

P19

連結計算書類

P43

計算書類

P46

監査報告書

P49

候補者
番号 9 いとう ひろよし 伊藤 裕慶 1951年3月12日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 900株 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 三菱地所㈱入社
1999年 4月 同社丸の内開発事業部ソフト事業推進室長
2002年 4月 同社企画本部広報部長
2003年 4月 同社執行役員企画管理本部広報部長
2005年 4月 同社執行役員ビル事業本部ビル開発企画部長
2005年 6月 同社常務執行役員ビル事業本部副本部長兼ビル開発企画部長
2007年 6月 同社取締役常務執行役員
2009年 4月 同社取締役専務執行役員
2009年 6月 同社代表取締役専務執行役員
2013年 4月 三菱地所リアルエステートサービス㈱代表取締役社長
2017年 6月 当社取締役（現）

■ 重要な兼職の状況

(株)キーストーン・パートナーズ社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

三菱地所㈱の代表取締役専務執行役員、三菱地所リアルエステートサービス㈱の代表取締役社長を務め、全国的に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役の候補者といたしました。

■ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 伊藤裕慶氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の社外取締役在任期間については、本総会終結の時をもって、2年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査役2名選任の件

監査役守分宣および岩本繁の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号 **1** いわ た としかず **岩田 寿一** 1954年12月28日生

新任

所有する当社株式の数 23,800株

■ 略歴、当社における地位

1977年 4月	当社入社	2005年 6月	当社営業本部首都圏東支社長
1993年 10月	当社営業統括本部西日本営業本部関西支社 京都支店長	2008年 4月	当社オフィス営業本部首都圏西支社長
1998年 9月	当社オフィス環境事業本部関西支社 神戸支店長	2010年 6月	当社取締役
		2012年 6月	当社常務取締役（現）
2001年 2月	当社営業本部ディーラー推進部長	2015年 4月	当社ヘルスケア事業本部長（現）

■ 監査役候補者とした理由

1977年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、2010年に取締役役に就任してから、首都圏西支社長、ヘルスケア事業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、職務執行を適切に監督し、監査役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号 2 ^{き し が み け い こ} 岸上 恵子 1957年1月28日生

新任

社外

独立

所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、当社における地位

1985年 10月	港監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所	2004年 5月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員（現シニアパートナー）（現）
1989年 8月	公認会計士登録（現）	2018年 9月	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン理事（現）
1997年 12月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員		

■ 社外監査役候補者とした理由

EY新日本有限責任監査法人の公認会計士として、専門知識と豊富な経験、幅広い知見をもとに、企業会計に精通されており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の候補者いたしました。

■ その他社外監査役候補者に関する事項

- (1) 岸上恵子氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 同氏は、EY新日本有限責任監査法人のシニアパートナーですが、2019年6月25日付で退任する予定であります。
- (4) 当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案

補欠監査役2名選任の件

2018年6月28日開催の第83回定時株主総会において補欠監査役に選任された林睦雄および大木章八の両氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなります。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、候補者林睦雄氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者内田晴康氏は社外監査役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号 **1** **林 睦雄** はやし むつ お 1940年1月8日生

再任

所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、当社における地位

1962年 4月	住友海上火災保険(株) (現三井住友海上火災保険(株)) 入社	2003年 6月	三井住友海上火災保険(株)常任特別顧問
1989年 6月	同社取締役	2003年 6月	当社取締役
1997年 6月	同社取締役副社長	2011年 6月	当社補欠監査役 (現)

■ 補欠監査役候補者とした理由

住友海上火災保険(株) (現三井住友海上火災保険(株)) の副社長、当社社外取締役を務め、豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、職務執行を適切に監督し、監査役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

■ その他補欠監査役候補者に関する事項

林睦雄氏は、補欠の社内監査役候補者であります。

候補者
番号

うちだ はるみち

2 内田 晴康

1947年4月7日生

新任

社外

所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、当社における地位

1973年 4月	弁護士登録（現）	2004年 4月	慶應義塾大学法科大学院教授
1973年 4月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所	2007年 4月	同大学法科大学院講師
1980年10月	米国ニューヨーク州弁護士登録（現）	2012年 4月	一般社団法人日本経済団体連合会監事（現）
1981年 1月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー	2018年 1月	内田法律事務所開設
		2018年 4月	TMI綜合法律事務所パートナー（現）

■ 重要な兼職の状況

サントリー食品インターナショナル(株)社外取締役（監査等委員）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として、専門知識と豊富な経験を有し、企業法務に精通されており、高い知見と幅広い視野をもとに、職務執行を適切に監督し、監査役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、補欠の社外監査役の候補者いたしました。

■ その他補欠監査役候補者に関する事項

- (1) 内田晴康氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記補欠の社外監査役候補者とした理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏が監査役に就任された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

（注）各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考)

社外役員独立性判断基準

株式会社オカムラ（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、各社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の要件のいずれにも含まれないと判断される場合に、当該各社外役員が独立であるものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行取締役及び使用人（以下「業務執行者」という）。また、最近3年間ににおける業務執行者。
2. 当社の現在の大株主（注1）又はその業務執行者。また、最近3年間ににおいてこれらに該当する者。
3. ①当社の主要な取引先（注2）（販売先）又はその業務執行者。また、最近3年間ににおいてこれらに該当する者。
②当社の主要な取引先（注2）（仕入先）又はその業務執行者。また、最近3年間ににおいてこれらに該当する者。
③当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者。また、最近3年間ににおいてこれらに該当する者。
4. 当社から過去3年平均で役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家。
5. 当社から過去3年平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者。
6. 近親者（配偶者及び二親等内の親族をいう）が上記1から5までのいずれかに該当する者（但し、業務執行者については、重要な（注4）者に限る）。
7. その他、上記にて考慮されている事由以外の事由で、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

注1：「大株主」とは、当社株式に係る議決権を10%以上保有する株主をいう

注2：「主要な取引先」とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、過去3事業年度における年間平均取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう

注3：「主要な借入先」とは、当社の借入金残高が直近事業年度末において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう

注4：「重要」とは役員・本部長・部長クラスの者をいう

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内経済は、企業収益や雇用環境は改善傾向が続き、景気は緩やかながら拡大基調で推移したものの、年度末には、外需の低迷などを背景に業況感の悪化が見られるなど、先行き不透明な状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、特徴ある製品づくりやトータルソリューション提案による新しい市場創出、各事業分野でのシェア拡大と新規顧客開拓に努めるとともに、生産性向上やコストダウンを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、過去最高の247,925百万円（前期比2.6%増）となりました。

損益面につきましては、営業利益は12,418百万円（前期比5.5%減）、経常利益は13,677百万円（前期比2.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,234百万円（前期比5.4%減）となりました。

また、自己資本当期純利益率（ROE）は、8.0%（前期比1.1ポイント減）、総資産経常利益率（ROA）は、5.9%（前期比0.3ポイント減）、売上高営業利益率は、5.0%（前期比0.4ポイント減）となりました。

なお、セグメント別の業績は次ページ以降のとおりであります。

売上高

第83期(2018年3月期)	第84期(2019年3月期)
241,752百万円	247,925百万円
	前期比 2.6%増 ▲

営業利益

第83期(2018年3月期)	第84期(2019年3月期)
13,142百万円	12,418百万円
	前期比 5.5%減 ▼

経常利益

第83期(2018年3月期)	第84期(2019年3月期)
14,000百万円	13,677百万円
	前期比 2.3%減 ▼

親会社株主に帰属する当期純利益

第83期(2018年3月期)	第84期(2019年3月期)
10,820百万円	10,234百万円
	前期比 5.4%減 ▼

セグメント別概況

オフィス環境事業



売上高
134,504百万円

セグメント利益
10,288百万円

主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

オフィス家具、公共施設用家具、研究施設用家具、金庫・貸金庫、防水板、防犯設備、SOHO家具、移動間仕切、収納型間仕切などを製造し、一般企業をはじめ諸官庁、公共団体、学校、病院、金融機関、一般家庭へ販売するほか、据付・内装工事等も請負っております。

売上高構成比
54.2%

オフィス環境事業につきましては、東京都心部での大規模オフィスビルの安定的な供給にともなう大型移転案件が増加するとともに、業績が好調な企業を中心としたオフィスの移転需要及びリニューアル需要も堅調に推移いたしました。このような状況のもと、オフィスでの働き方改革や健康への関心の高まりに対応した新しいオフィスづくりの提案を積極的に展開し、高付加価値の大口案件が増加したことにより、前連結会計年度に比べ、売上高、利益とも増加いたしました。

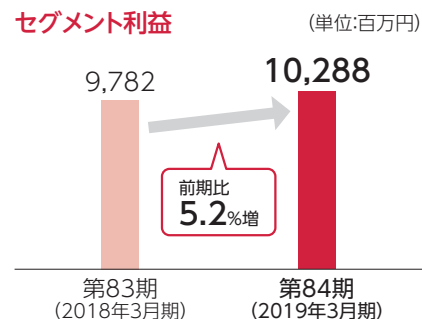
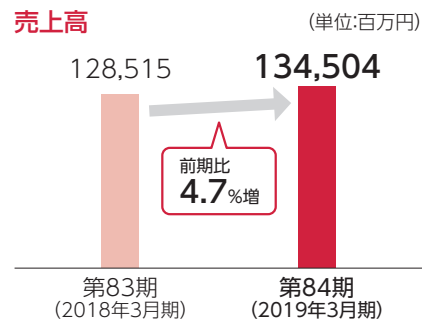
この結果、当セグメントの売上高は、134,504百万円（前期比4.7%増）、セグメント利益は、過去最高の10,288百万円（前期比5.2%増）となりました。



図書館



病院



商環境事業



売上高
95,363百万円

セグメント利益
792百万円

主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

店舗用商品陳列棚、冷凍冷蔵ショーケース、店舗カウンターなどを製造し、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを対象に販売するほか、据付・内装工事・店舗保守サービス等も請負っております。

売上高構成比
38.5%

商環境事業につきましては、人手不足や消費増税を背景に、レジの入替などICT関連投資の優先や店舗収益力の低下にともなう出店計画の見直しなど、小売業の新店投資への抑制が見られました。このような状況のもと、店舗什器、冷凍冷蔵ショーケース、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータルソリューション提案を強化し、シェアアップやコスト低減に努めましたが、資材価格や工事費・物流コストの上昇を吸収するには至らず、前連結会計年度に比べ、売上高は横ばい、利益は減少いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、95,363百万円（前期比0.6%減）、セグメント利益は、792百万円（前期比68.1%減）となりました。



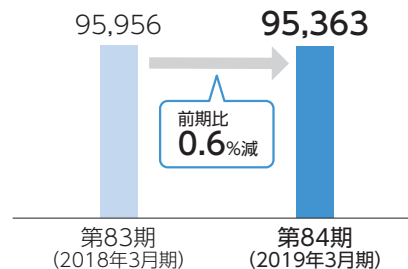
冷凍冷蔵ショーケース



店舗用商品陳列棚

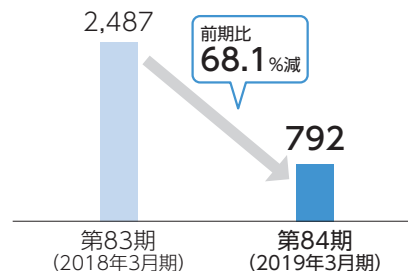
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



その他(物流システム事業他)



売上高
18,057百万円

セグメント利益
1,337百万円

主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

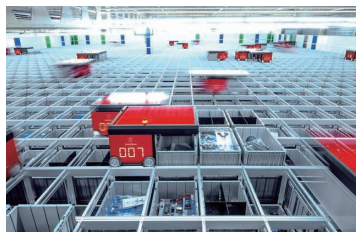
工場・倉庫用物品保管棚、物流自動機器・装置を製造販売するほか、据付・工事等も請負っております。

産業車両・建設機械用流体変速機を受注し、製造販売を行っております。当社グループ所有の不動産を賃貸しております。

売上高構成比
7.3%

物流システム事業(旧 物流機器事業)につきましては、人手不足を背景とした省人・省力化への要望は強く、自動倉庫の需要は高水準に推移いたしました。このような状況のもと、優位性のある製品の強みを最大限に活かした積極的な提案活動を展開するとともに、エンジニアリング体制の強化にも努め、売上高の拡大と安定的な利益確保に向けて取り組んだことにより、売上高は増加し、利益は大幅に増加いたしました。

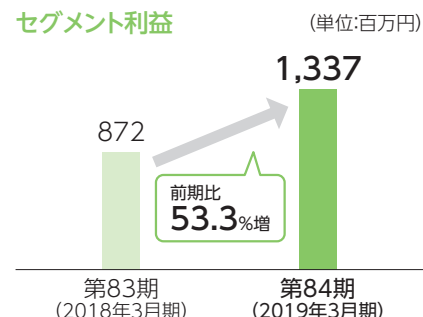
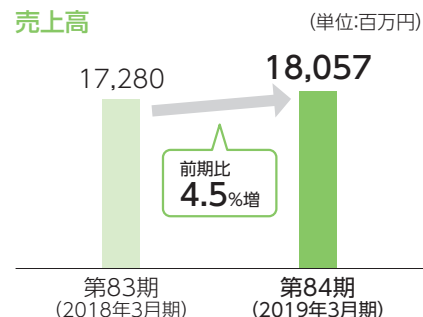
この結果、当セグメントの売上高は、18,057百万円(前期比4.5%増)、セグメント利益は、1,337百万円(前期比53.3%増)となりました。



ロボットストレージシステム



流体変速機(トルクコンバータ)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,293百万円であります。その主な内訳は、生産設備の維持更新・省力化に関わる機械設備の投資、新製品に関わる金型投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、2019年3月に既発行社債の償還5,000百万円があり、償還資金につきましては、手元資金により充当いたしました。また、当連結会計年度末におきましては、手元資金の減少に伴い不足した運転資金を短期借入金により充当しております。

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は、米国の政策動向、中国経済及び新興国経済の減速懸念など、依然として先行きの不透明感が残っているものの、企業収益や雇用環境は引き続き改善し、景気は緩やかながら回復が続くものと予想しております。

このような事業環境のなか、当社グループは、競争力・特徴のある新製品の開発、総合力を活かしたソリューション型ビジネスの積極的展開により、事業競争力

の強化を図り、売上高、利益の拡大を目指してまいります。

● オフィス環境事業について

主力のオフィス環境事業につきましては、都心を中心とした大規模オフィスビルの供給は引き続き高水準になると見込まれており、オフィス需要は堅調に推移すると予想しております。また、働き方改革など新しいオフィスづくりへの動きは、業種・規模を問わず全国の幅広い企業層に広がっております。このような状況のもと、新しい働き方や環境を実践・検証する実験オフィス「ラボオフィス」での実証結果や自社での働き方改革における様々な施策の実践により得られた知見をプラスすることにより、当社グループの強みであるトータルソリューション提案の強化を図り、売上高の拡大を目指してまいります。また、オフィス周辺市場での優位性の確立、収益性の向上、人材育成の徹底・強化に取り組んでまいります。

● 商環境事業について

商環境事業につきましては、小売業を中心とした新規出店需要は減少傾向にあるものの、既存店の改装需要は増加すると予想しております。また、人手不足を背景に省人・省力化関連需要は拡大するものと見込んでおります。このような状況のもと、お客様のニーズにマッチした製品の品揃え、拡張を図り、店舗什器、冷凍

冷蔵ショーケース、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータルソリューション提案を強化し、売上高の拡大を目指すとともに、業務標準化等によるコストの低減や販売価格の見直し等により収益性の改善に努めてまいります。

●その他（物流システム事業他）について

その他（物流システム事業他）につきましては、卸・小売業のネット通販の拡大などで、大型物流施設の需要は高水準に推移し、また、省人・省力化への要望はますます強まると予想しております。このような状況のもと、差別化製品の開発に積極的に取り組むとともに、エンジニアリング体制の一層の強化を図り、売上高の拡大と安定的な利益確保を目指してまいります。

●海外展開について

海外展開につきましては、代理店の獲得と支援強化、世界市場での知名度の向上と戦略製品の積極的投入により市場拡大を図り、売上高の拡大を目指してまいります。

●今後の展望について

生産性・効率性の向上につきましては、生産・物流における効果的な設備投資と継続的な改善活動により、生産性の向上、サプライチェーンの最適化を図ってまいります。併せて、全社にわたる働き方改革の実践と業

務効率化への取り組みを一層強化し、競争力の向上に努めてまいります。

●コーポレートガバナンスについて

コーポレートガバナンスにつきましては、2019年3月に取締役会の諮問機関として任意の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置いたしました。取締役等の指名及び報酬等について、決定のプロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ります。また、2019年6月より執行役員制度の導入を予定しております。これにより、執行権限及び執行責任を明確化し、経営の機動性と取締役会のモニタリング機能の強化を図ります。

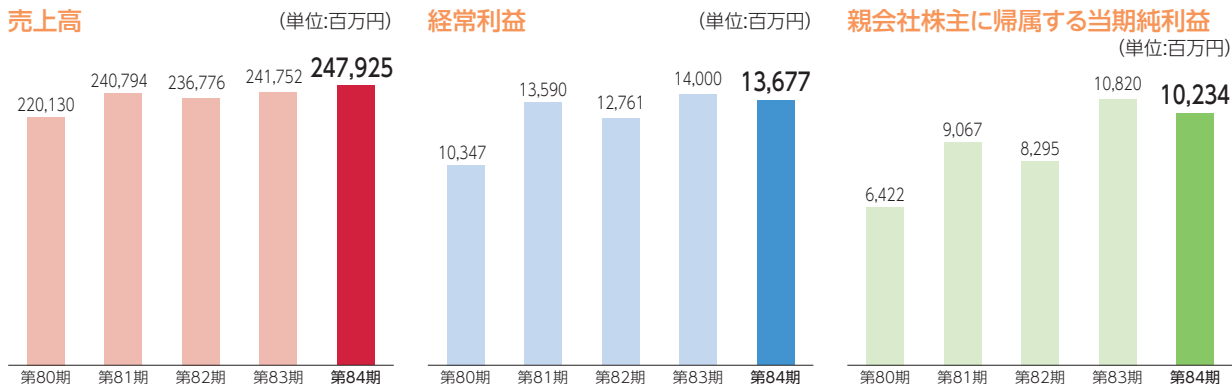
今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況（連結）

	第80期 2015年3月期	第81期 2016年3月期	第82期 2017年3月期	第83期 2018年3月期	第84期 2019年3月期
売上高 (百万円)	220,130	240,794	236,776	241,752	247,925
営業利益 (百万円)	8,766	12,960	11,815	13,142	12,418
経常利益 (百万円)	10,347	13,590	12,761	14,000	13,677
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,422	9,067	8,295	10,820	10,234
1株当たり当期純利益 (円)	58.30	82.31	75.30	98.23	92.92
総資産 (百万円)	204,926	214,945	216,216	233,110	229,276
純資産 (百万円)	103,544	108,491	114,249	125,585	130,403
1株当たり純資産 (円)	936.59	980.32	1,032.06	1,136.82	1,179.63
自己資本比率 (%)	50.3	50.2	52.6	53.7	56.7
自己資本利益率(ROE) (%)	6.5	8.6	7.5	9.1	8.0

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第80期から第83期の各連結会計年度につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。



②当社の財産及び損益の状況（単体）

		第80期 2015年3月期	第81期 2016年3月期	第82期 2017年3月期	第83期 2018年3月期	第84期 2019年3月期
売上高	(百万円)	198,717	217,690	212,927	216,575	223,447
営業利益	(百万円)	7,578	10,860	8,798	10,896	11,028
経常利益	(百万円)	14,205	11,803	10,480	13,708	12,874
当期純利益	(百万円)	10,147	7,764	7,227	11,290	9,851
1株当たり当期純利益	(円)	91.97	70.38	65.51	102.33	89.29
総資産	(百万円)	178,336	188,566	191,124	209,722	207,572
純資産	(百万円)	91,602	97,088	101,532	113,793	118,484
1株当たり純資産	(円)	830.26	880.00	920.30	1,031.43	1,073.96

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、第80期から第83期の各事業年度につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

売上高

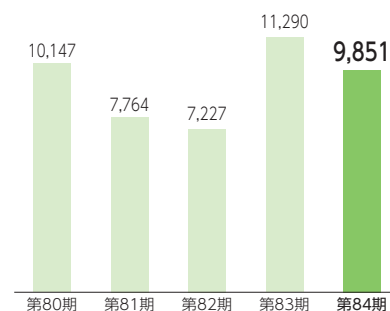
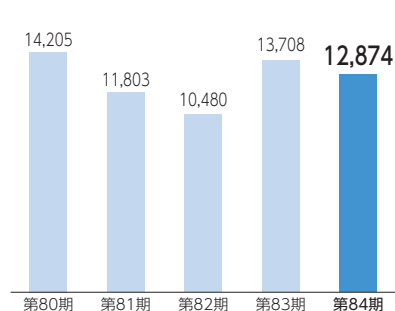
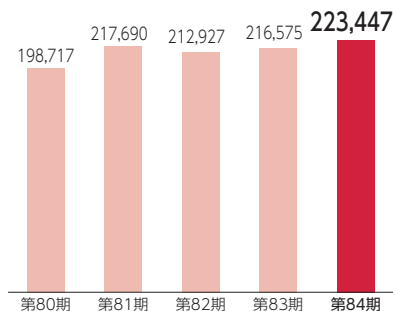
(単位:百万円)

経常利益

(単位:百万円)

当期純利益

(単位:百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社関西オカムラ (旧 株式会社関西岡村製作所)	100 百万円	100.0 %	事務用家具の製造
株式会社オカムラ物流	90	100.0	貨物運送

(7) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本店		(神奈川県横浜市)	
営業拠点	オフィス営業本部	東日本支社 (宮城県仙台市) 中部支社 (愛知県名古屋市) 西日本支社 (福岡県福岡市)	首都圏営業本部 (東京都港区) 関西支社 (大阪府大阪市)
	商環境事業本部	東北営業部 (宮城県仙台市) 東都東営業部 (東京都千代田区) 中部営業部 (愛知県名古屋市) 西日本営業部 (福岡県福岡市)	関信越営業部 (東京都千代田区) 東都西営業部 (東京都千代田区) 近畿営業部 (大阪府大阪市)
	テレコム営業本部	(東京都千代田区)	
	ヘルスケア事業本部	(東京都千代田区)	
	物流システム事業本部	(東京都千代田区)	
	海外営業本部	(東京都港区)	
	パワートレーン営業部	(神奈川県横須賀市)	
製造拠点		追浜事業所 (神奈川県横須賀市) つくば事業所 (茨城県つくば市) 御殿場事業所 (静岡県御殿場市) 鶴見事業所 (神奈川県横浜市)	高畠事業所 (山形県東置賜郡高畠町) 富士事業所 (静岡県御殿場市) 中井事業所 (神奈川県足柄上郡中井町) パワートレーン事業部 (神奈川県横須賀市)

② 当社子会社の主要な営業所及び工場

	会 社 名	所 在 地
営業拠点	奥卡姆拉 (中国) 有限公司 (旧 上海岡村家具物流設備有限公司) Okamura Salotto Hong Kong Limited (旧 Salotto (China) Limited)	中華人民共和国 中華人民共和国
製造拠点	株式会社関西オカムラ	大阪府東大阪市
	株式会社エヌエスオカムラ	岩手県釜石市
	株式会社山陽オカムラ	岡山県高梁市
	シーダー株式会社	神奈川県横浜市
	株式会社富士精工本社	石川県能美市
	杭州岡村伝動有限公司	中華人民共和国
その他サービス 拠点等	株式会社オカムラ物流	神奈川県横浜市
	株式会社オカムラサポートアンドサービス セック株式会社	東京都千代田区 東京都中央区

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	増減(△)名
オフィス環境事業	2,947	△ 44
商環境事業	1,367	73
その他(物流システム事業他)	443	28
全社(共通)	230	27
合計	4,987	84

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
名	増減(△)名
3,472	146

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 当社の主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,450
株式会社横浜銀行	3,100
株式会社みずほ銀行	2,600

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年4月1日付で、株式会社オカムラに商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項(2019年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 400,000,000株
- (2)発行済株式の総数 112,391,530株
(自己株式 2,066,983株を含む)
- (3)株主数 5,439名
(前事業年度末比 54名増)
- (4)大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,791	9.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,367	5.77
三菱商事株式会社	6,300	5.71
オカムラグループ従業員持株会	5,798	5.26
明治安田生命保険相互会社	5,436	4.93
新日鐵住金株式会社	5,313	4.82
株式会社三菱UFJ銀行	4,805	4.36
三井住友海上火災保険株式会社	4,236	3.84
株式会社横浜銀行	4,076	3.69
オカムラ協会持株会	3,626	3.29

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(2,066,983株)を控除して計算しております。
3. 新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日付で「日本製鉄株式会社」へ商号変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役(2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村 雅行	(株)関西オカムラ 代表取締役社長
専務取締役	佐藤 潔	管理本部長 (株)オカムラ興産 代表取締役社長 (株)オカムラビジネスサポート 代表取締役社長
専務取締役	菊池 繁治	オフィス営業本部長
専務取締役	土志田 貞一	企画本部長
常務取締役	岩田 寿一	ヘルスケア事業本部長
常務取締役	山本 文雄	商環境事業本部長
常務取締役	山木 健一	生産本部長
取締役	田中 格知	三菱商事(株) 常務執行役員金属グループCEO
取締役	浅野 広視	
取締役	伊藤 裕慶	(株)キーストーン・パートナーズ 社外監査役
取締役	小熊 誠次	デザイン本部長
取締役	金子 肇	海外営業本部長
取締役	井上 健	商環境事業本部東日本営業本部長
取締役	田尻 誠	物流システム事業本部長
取締役	牧野 博	テレコム営業本部長
取締役	酒徳 真司	商環境事業本部西日本営業本部長
取締役	河野 直木	オフィス営業本部首都圏営業本部長 (株)ヒル・インターナショナル 代表取締役社長 (株)Td Japan 代表取締役社長
取締役	荒川 和巳	マーケティング本部長
監査役(常勤)	守分 宣	
監査役(常勤)	荒谷 克典	
監査役	鈴木 祐一	弁護士 (株)ドワンゴ 社外監査役 (株)ぎょうせい 社外監査役 ロックペイント(株) 社外取締役
監査役	岩本 繁	公認会計士 (株)パロマ 社外監査役

- (注) 1. 取締役田中格知、浅野広視及び伊藤裕慶の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木祐一及び岩本繁の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岩本繁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役浅野広視、取締役伊藤裕慶、監査役鈴木祐一及び監査役岩本繁の各氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2018年6月28日開催の第83回定時株主総会において、田中格知及び荒川和巳の両氏が新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
6. 2018年6月28日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、岩下博樹及び西浦完司の両氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、上記のほか、後記「(3) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	20	366
監査役	4	50
合 計	24	416

- (注) 1. 上記には、2018年6月28日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額135百万円を支給しております。
3. 2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額5億円以内、監査役の報酬限度額は年額8千万円以内と決議いただいております。
- ただし、報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 2019年3月に取締役会の諮問機関として任意の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置いたしました。取締役等の指名及び報酬等について、決定のプロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 田中 格知

同氏は、三菱商事株式会社常務執行役員金属グループCEO（2019年4月1日以降は、三菱商事株式会社常務執行役員金属資源グループCEO）を兼務しております。同社は、当社株式の5.71%を保有する株主であります。

② 重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員等を兼任している場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ 取締役 伊藤 裕慶

同氏は、株式会社キーストン・パートナーズの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ロ 監査役 鈴木 祐一

同氏は、株式会社ドワンゴ及び株式会社ぎょうせいの社外監査役ならびにロックペイント株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ハ 監査役 岩本 繁

同氏は、株式会社パロマの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
社外取締役	田中 格知	6回/9回 (67%)	—	社外取締役就任後に開催した取締役会9回中6回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
	浅野 広視	11回/12回 (92%)	—	当事業年度中に開催した取締役会12回中11回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
	伊藤 裕慶	12回/12回 (100%)	—	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
社外監査役	鈴木 祐一	11回/12回 (92%)	11回/12回 (92%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中11回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会12回中11回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
	岩本 繁	12回/12回 (100%)	12回/12回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会12回中12回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

⑤報酬等の総額

社外役員 6名 39百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支払額
	百万円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	63
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、当社監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6.会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うものとするとしております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うこととしております。また、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

（注）当社は、経営の機動性と取締役会のモニタリング機能の強化を目的として、2019年3月20日開催の取締役会において、同年6月27日より執行役員制度を導入する旨の決議をしております。これにより、執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割とすることとしております。なお、詳細につきましては、2019年3月20日の適時開示「執行役員制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当

社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図ることとしております。関係会社において、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を、関係会社管理規程として定めるとともに、当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況等に対する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応

することとしております。

⑧ 当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役及び使用人等は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行う

こととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができることとしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社の「行動規範」をハンドブックの配付等により周知させ、違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

② リスク管理体制

災害対策の強化を目的として、災害対応マニュアルを策定し、全従業員への配付と教育を実施しています。また、従業員の安否確認システムを構築し、災害発生時に有効に機能するよう、年2回の定期訓練を行っています。

情報セキュリティの一層の向上をめざし、「社内情報システム使用規則」において、情報端末の適正な使用

方法を規定するとともに、広報や教育を実施し、情報管理意識の向上を図っています。また、「個人情報管理委員会」を設置し、教育活動、現場の監査・指導を実施しています。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務監査及び会計監査を実施しており、その結果は、当社代表取締役、担当取締役及び当社監査役に報告されています。

③取締役の職務執行

原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っています。

「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書等の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理しています。

④グループ管理体制

「行動規範」を当社グループ共有のものとして定めており、ハンドブックの配付等により周知し「行動規範」に違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

当社グループの取締役及び使用人等に対し、役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

毎月開催される「経営会議」及び年2回開催される「関連会社社長会」にて、子会社の代表取締役から経営状

況等の報告を受けるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて、当社取締役会に報告しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を年1回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

当社監査部は子会社に対し、原則年1回の定期監査及び必要に応じて随時内部監査を行い、その結果を子会社の代表取締役、当社代表取締役、子会社担当取締役、当社監査役に報告しています。

⑤監査役

監査役は、「監査役会規程」に基づき、原則月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や、稟議書の閲覧等により、取締役の職務が適正に執行されているか監査しています。

また、代表取締役と定期的な意見交換を行い、会計監査人や監査部と連携し、監査の実効性確保に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転をとまなう買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であ

り、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

イ 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社は、「競争力の向上」、「国内事業基盤の強化」及び「グローバル化による市場拡大」の取組みを進めることにより、中長期の成長を目指した企業価値の向上に努めております。

また、当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、独立性を有する社外取締役を3名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等に出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっておりコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

ロ 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、2018年5月9日開催の当社取締役会決議及び同年6月28日付の第83期事業年度に係る株主総会決議において、上記基本方針に照らして

不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として導入された、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、本プランの目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得にともなって買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。またこのほか、

本プラン所定の要件を満たし、かつ、相当性を有する場合には、当社は法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、第83期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているため、本プランは、第86期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記②口に記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、(i) 株主総会において株主の承認を得た上導入されたものであること、(ii) 一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、(iii) 本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、(iv) 独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経ることが必要とされていること、(v) 独立委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるとされていること、(vi) 本プランの有効期間が3年間と定められた上、株主総会又は取締役会により廃止できるとされていること、(vii) 当社取締役の任期は1年とされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的としております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき14円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき14円）を加えた年間配当額は、1株につき28円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第84期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	114,419
現金及び預金	27,279
受取手形及び売掛金	64,938
有価証券	500
商品及び製品	12,169
仕掛品	1,916
原材料及び貯蔵品	5,028
その他	2,664
貸倒引当金	△ 76
固定資産	114,857
有形固定資産	57,171
建物及び構築物	14,062
機械装置及び運搬具	11,285
土地	27,883
建設仮勘定	947
その他	2,993
無形固定資産	3,978
投資その他の資産	53,706
投資有価証券	45,926
退職給付に係る資産	862
敷金	4,530
繰延税金資産	1,053
その他	1,379
貸倒引当金	△ 47
資産合計	229,276

科 目	第84期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	66,951
支払手形及び買掛金	25,115
電子記録債務	15,921
短期借入金	11,175
1年内返済予定の長期借入金	660
未払法人税等	3,422
未払消費税等	638
賞与引当金	3,994
その他	6,024
固定負債	31,920
社債	5,000
長期借入金	5,695
退職給付に係る負債	15,665
繰延税金負債	1,893
その他	3,665
負債合計	98,872
純資産の部	
株主資本	119,138
資本金	18,670
資本剰余金	16,766
利益剰余金	86,137
自己株式	△ 2,436
その他の包括利益累計額	10,795
その他有価証券評価差額金	11,785
為替換算調整勘定	71
退職給付に係る調整累計額	△ 1,061
非支配株主持分	470
純資産合計	130,403
負債純資産合計	229,276

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第84期
	2018年4月1日から2019年3月31日まで
売上高	247,925
売上原価	169,000
売上総利益	78,924
販売費及び一般管理費	66,506
営業利益	12,418
営業外収益	1,879
受取利息	29
受取配当金	877
持分法による投資利益	301
その他	671
営業外費用	620
支払利息	176
為替差損	58
固定資産除売却損	210
その他	174
経常利益	13,677
特別利益	1,574
投資有価証券売却益	1,242
受取補償金	332
特別損失	448
減損損失	45
災害による損失	297
投資有価証券評価損	81
子会社清算損	20
ゴルフ会員権評価損	3
税金等調整前当期純利益	14,803
法人税、住民税及び事業税	4,824
法人税等調整額	△ 267
当期純利益	10,246
非支配株主に帰属する当期純利益	11
親会社株主に帰属する当期純利益	10,234

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,670	16,766	78,991	△ 2,429	111,999
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,089		△ 3,089
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,234		10,234
自己株式の取得				△ 7	△ 7
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	7,145	△ 7	7,138
当期末残高	18,670	16,766	86,137	△ 2,436	119,138

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	14,103	236	△ 1,116	13,223	362	125,585
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3,089
親会社株主に帰属する 当期純利益						10,234
自己株式の取得						△ 7
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 2,318	△ 164	54	△ 2,428	108	△ 2,320
当期変動額合計	△ 2,318	△ 164	54	△ 2,428	108	4,818
当期末残高	11,785	71	△ 1,061	10,795	470	130,403

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第84期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	95,725
現金及び預金	15,243
受取手形	7,874
売掛金	52,466
有価証券	500
商品及び製品	11,550
仕掛品	1,193
原材料及び貯蔵品	3,982
前払費用	943
その他	1,990
貸倒引当金	△ 19
固定資産	111,847
有形固定資産	47,982
建物	11,183
構築物	720
機械及び装置	7,655
車両運搬具	62
工具、器具及び備品	2,174
土地	25,253
建設仮勘定	933
無形固定資産	3,933
特許権	6
借地権	560
ソフトウェア	3,259
その他	106
投資その他の資産	59,930
投資有価証券	41,432
関係会社株式	11,487
関係会社長期貸付金	1,721
破産更生債権等	47
前払年金費用	862
敷金	4,131
その他	1,192
貸倒引当金	△ 944
資産合計	207,572

科 目	第84期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	61,414
支払手形	3,763
電子記録債務	15,921
買掛金	19,582
短期借入金	10,200
関係会社短期借入金	100
1年内返済予定の長期借入金	200
リース債務	103
未払金	524
未払費用	2,280
未払法人税等	3,188
未払消費税等	491
前受金	1,582
預り金	187
賞与引当金	3,289
固定負債	27,673
社債	5,000
長期借入金	4,750
リース債務	331
退職給付引当金	11,785
関係会社事業損失引当金	44
長期預り金	2,679
繰延税金負債	2,778
その他	305
負債合計	89,087
純資産の部	
株主資本	107,187
資本金	18,670
資本剰余金	16,759
資本準備金	16,759
利益剰余金	74,095
利益準備金	1,874
その他利益剰余金	72,221
圧縮記帳積立金	4,476
別途積立金	4,180
繰越利益剰余金	63,564
自己株式	△ 2,338
評価・換算差額等	11,297
その他有価証券評価差額金	11,297
純資産合計	118,484
負債純資産合計	207,572

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

P2

株主
総会
参考
書類

P5

事業
報告

P19

連結
計算
書類

P43

計算
書類

P46

監査
報告
書

P49

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第84期
	2018年4月1日から2019年3月31日まで
売上高	223,447
売上原価	152,082
売上総利益	71,365
販売費及び一般管理費	60,336
営業利益	11,028
営業外収益	2,434
受取利息	35
受取配当金	1,812
その他	586
営業外費用	588
支払利息	120
社債利息	26
固定資産除売却損	152
関係会社貸倒引当金繰入額	127
関係会社事業損失引当金繰入額	21
為替差損	9
その他	131
経常利益	12,874
特別利益	1,558
投資有価証券売却益	1,242
受取補償金	316
特別損失	537
災害による損失	284
投資有価証券評価損	81
関係会社株式評価損	168
ゴルフ会員権評価損	3
税引前当期純利益	13,895
法人税、住民税及び事業税	4,315
法人税等調整額	△ 271
当期純利益	9,851

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,516	4,180	56,761	67,332
当期変動額								
剰余金の配当							△ 3,089	△ 3,089
圧縮記帳積立金の取崩					△ 40		40	—
当期純利益							9,851	9,851
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 40	—	6,802	6,762
当期末残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,476	4,180	63,564	74,095

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 2,336	100,426	13,367	13,367	113,793
当期変動額					
剰余金の配当		△ 3,089			△ 3,089
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		9,851			9,851
自己株式の取得	△ 1	△ 1			△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△ 2,069	△ 2,069	△ 2,069
当期変動額合計	△ 1	6,760	△ 2,069	△ 2,069	4,690
当期末残高	△ 2,338	107,187	11,297	11,297	118,484

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社オカムラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 園 田 博 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 靖 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オカムラの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オカムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社オカムラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 田 博 之 ㊞

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 靖 仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オカムラの2018年4月1日から2019年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月15日

株式会社 オカムラ 監査役会

常勤監査役 守 分 宣 ㊟

常勤監査役 荒 谷 克 典 ㊟

社外監査役 鈴 木 祐 一 ㊟

社外監査役 岩 本 繁 ㊟

以 上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

[illegible]

第84回株主総会会場ご案内図

日時

2019年
6月27日(木曜日)
午前10時

会場

横浜市西区北幸一丁目11番3号
**ホテル横浜
キャメロットジャパン
5階 「ジュビリー」**
電話045-312-2111

交通

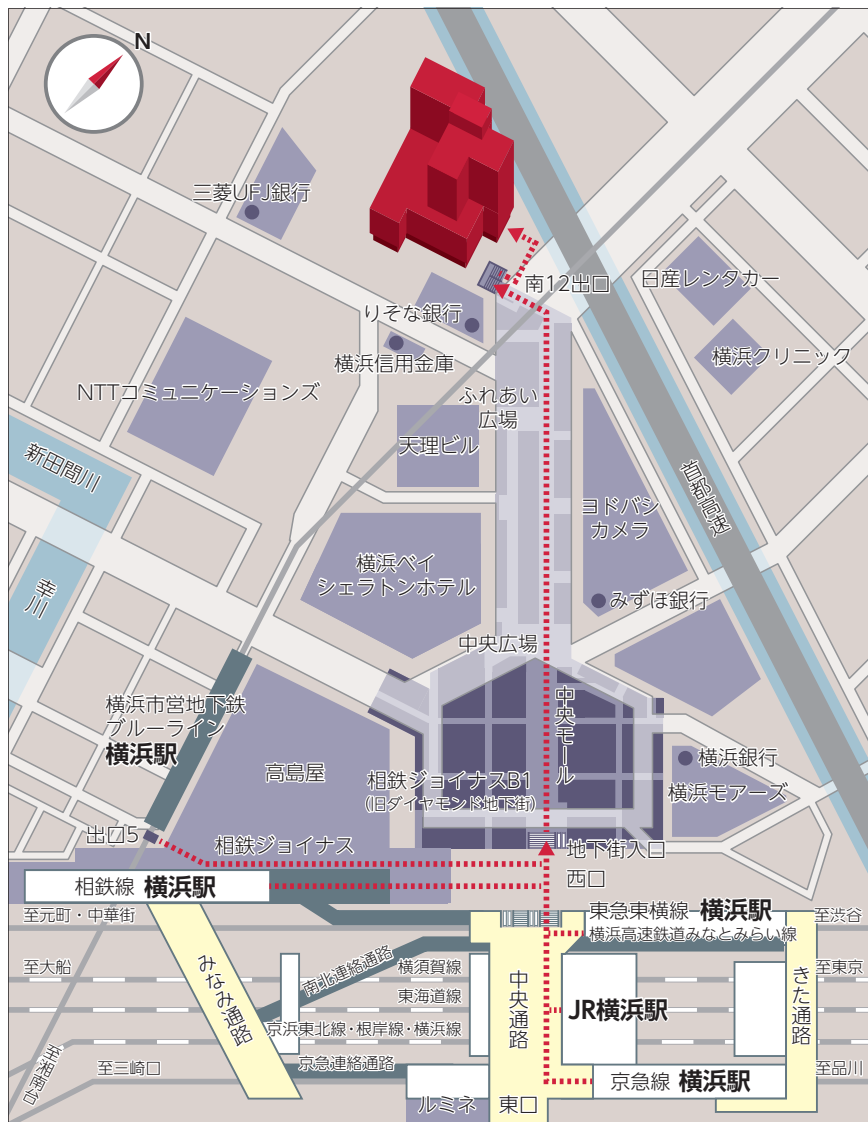
JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」徒歩5分

横浜駅西口相鉄ジョイナスB1
(旧ダイヤモンド地下街)
南12番出口直結

※ホテル横浜キャメロットジャパンへは
横浜駅西口相鉄ジョイナスB1(旧ダイ
ヤモンド地下街)を経由してお越しにな
ると便利です。

駐車場のご用意はいたしておりません
ので、ご来場の際は、公共交通機関を
ご利用くださいますようお願い申し上
げます。



株式会社オカムラ

<http://www.okamura.co.jp/>



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。